

議案第 39 号

多可町多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例の制定について

多可町多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 12 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町多目的研修集会施設等条例（平成17年多可町条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高齢者健康増進センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

多可町多目的研修集会施設等条例の新旧対照表

現 行		改 正	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
名称	設置場所	名称	設置場所
(略)		(略)	
交流会館	多可町加美区寺内251番地	交流会館	多可町加美区寺内251番地
<u>高齢者健康増進センター</u>	<u>多可町加美区寺内251番地</u>	観音寺公園	多可町加美区観音寺20番地7
観音寺公園	多可町加美区観音寺20番地7	(略)	
(略)			